

2017年(平成29年)4月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

法令(農業委員会等に関する法律等)により,その権限に属させた事項に係るコンピュータ処理について(答申)

2017年(平成29年)2月23日付けで諮問(第842号)された法令(農業委員会等に関する法律等)により,その権限に属させた事項に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定により,コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

ただし,農地台帳の作成にあたっては,不必要な個人情報が登録されることのないよう,農業従事者世帯の個人情報に対する自己決定権を尊重する取扱いをすることを条件とする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると,本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は,次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

現在,農業委員会では,農地情報についてコンピュータ処理による農地台帳で管理し(藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第432号),2015年(平成27年)4月1日より農地台帳に記載された事項の一部をインターネットにより公表している(藤沢市個人情報制度運営審議会答申第719号)。

農林水産省は,農地情報公開システム整備事業により,全国の農業委員会が整備している農地情報を一元的に集約し,農地台帳及び農地に関する地図が連携した農地情報を電子化・地図化してインターネットにより公開する全国一元的なクラウドシステムを整備するため,本事業のシステム開発を2段階に分けて行った。第1段階として農業委員会がインターネットの利用により農地情報を公表できるシステムであるフェーズ1システム(全国農地ナ

ビ)を先行して構築し、2015年(平成27年)4月1日より稼働している。また、平成28年度から、第2段階として始めたフェーズ2システムでは、農業委員会が管理する農地台帳情報が、農地情報公開システム内の「各農業委員会等利用システム」からフェーズ1システムで構築した「公開前確認システム」に自動反映することができたことにより、農地台帳等システムの一元化と「全国農地ナビ」の逐次更新を実現するシステムが完了した。

そこで、農業委員会が管理する農地台帳情報を「各農業委員会等利用システム」で管理することになることについて、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理の必要性について

現在、農業委員会では、農地法第52条の3の規定に基づき、農地台帳に記録された事項及び農地に関する地図をインターネットで公表することが義務づけられたことにより、2015年(平成27年)4月1日より公表用農地情報のみインターネット上で公開しているが、逐次更新ができず、利用者が当該情報を閲覧した際、農地の現況と公表されている情報が異なるケースが生じている。

農地情報公開システムでは、農業委員会が全ての農地情報をクラウド上のデータベースで管理することによって、利用者は逐次更新された農地情報を時間帯、場所を選ばず検索・閲覧できるようになる。また、全国農業委員会ネットワーク機構(一般社団法人全国農業会議所、都道府県農業会議)及び農地中間管理機構などの行政関係機関からの照会文書に対する回答事務も農地情報をオンラインで自動化することにより、関係職員の事務の効率化になるなど農地台帳の法令業務の条件を満たすことが可能になることから、農地台帳公開システムを利用する必要がある。

農地情報公開システムは、システム内にL G W A Nアクセス領域、閉鎖網アクセス領域、インターネット領域により構成されているが、農業委員会が管理する農地台帳情報は、地方公共団体専用の閉ざされた総合行政ネットワークであるL G W A Nを経由してL G W A Nアクセス領域にある「各農業委員会等利用システム」に送られることからコンピュータ処理が必要となる。

農地情報公開システムを本格稼働するためには、事前に1回のみ農業委員会から農地台帳の項目を「各農業委員会等利用システム」にデータ変換及び移行する必要があることから、全国農業会議所が委託した農地情報公開システム本格稼働加速化推進共同事業体より再委託された事業者によって、データ変換・移行作業を行う。なお、データ交換及び移行にあたり、農業委員会は、「各農業委員会等利用システム利用規約」に基づき同システムの利用申請を再委託された事業者に提出する必要がある。

「各農業委員会等利用システム」に送付した情報については、情報セキュリティ対策を施したシステムによって農業委員会等に関する法律第51条第1項に基づき全国農業委員会ネットワーク機構(一般社団法人全国農業会議所、都道府県農業会議)に、農地法施行規則第103条第1項に基づき農地中間

管理機構に、提供することになる。

(3) コンピュータ処理する個人情報

ア 世帯員及び就業

氏名・続柄，世帯主，性別，生年月日，世帯責任者及び農業経営主

イ 営農の状況

主な販売収入

ウ 経営農地等の筆別表

所有者，共有者，耕作者，借入地の状況及び10アあたりの賃借料

(4) 安全対策について

ア 農業委員会事務局の安全対策

(ア) パソコン起動時にIDとパスワードを設定し，操作者を限定し，実施機関職員以外の不正アクセスを防止する。

(イ) システム機器は，農業委員会事務局執務室内に設置し，執務内に職員が不在の時は執務室の扉を施錠する。

(ウ) パソコンは，セキュリティーワイヤーで施錠し，鍵は金庫に保管する。

イ クラウドサービスの安全対策

安全対策については，「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成26年度版）（平成26年5月19日付 情報セキュリティ政策会議決定）」の構成要素を元に情報セキュリティ対策を施している。セキュリティ対策とその役割は次のとおりである。

(ア) ファイアーウォール

システムに行われる通信に対して，IPアドレス及びレポート番号に対して許可されたものだけを通過させる。

(イ) IPS

OSやミドルウェアに対する不正な通信や攻撃に対してブロックを行い，正常な通信だけを通過させる。

(ウ) ウィルス対策

OSやミドルウェアを不正プログラムから保護する。

(I) 不正接続排除

各システムやネットワーク境界において，許可されたIPアドレスからのみ接続を受け付ける。

(オ) L G W A N / 閉鎖網

専用回線を利用することで，第三者傍受を防ぎ，利用者を制限する。

(カ) ユーザ認証

接続してきたユーザが，本当に「本人」かどうかを組織IDとユーザごとのログインID，パスワード及び接続元IPアドレスにより確認する。

(キ) SSL

通信を第三者に傍受されないように，通信経路を暗号化して保護する。

(ク) セキュリティパッチの適用

セキュリティパッチを速やかに適用し，セキュリティ上の大きな原因となる脆弱性を低減する。

(ケ) 脆弱性診断

現状の情報セキュリティ対策の状況やレベルを可視化するため，年1回実施する。

(ク) ダウンロードデータの暗号化

利用者の端末において，農地情報公開システムからダウンロードしてきたデータの機密性を担保する。

(カ) ログの収集

システムの正常動作や正しい操作の確認だけでなく，セキュリティ上の問題を検知，及びインシデント時の対応を行うため，ログを収集し管理する。

(シ) サンドボックス

仮想OS上でプログラムを実行し，その動作や振る舞いを見て，未知の不正プログラムを検知する。

(ス) サーバデータの暗号化

農地情報公開システムのサーバ(データベース)においてデータの暗号化を行いデータの機密性を担保する。

ウ システム本各稼働をするための安全性

農業委員会が管理する農地情報等は，全国農業会議所と請負契約を締結した農地情報公開システム本格稼働加速化推進共同事業体が再委託した事業者がデータ変換及び移行を行うことになっており，その安全対策については，「請負契約書」，「農地情報公開システム本格稼働加速化事業に関するデータ変換・移行作業調達仕様書」及び共同事業体から再委託された事業者との間で交わされた「個別契約書」によって行われる。

エ ネットワークの安全対策

農業委員会と全国農業会議所とのデータのやりとりは，総合行政ネットワーク(LGWAN)回線を使用し，セキュリティはファイアウォール等により十分に確保され，通信するデータはSSLを利用した暗号化により外部への情報漏洩を防ぐ。

以上に加え，個人情報の取扱いについては，「条例」，「藤沢市情報セキュリティポリシー 基本方針」，「藤沢市コンピュータシステム管理運営規定」を職員及び受託者は遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(5) 実施時期

ア 農業委員会が保有する農地台帳システムのデータの変換及び移行作業

2017年(平成29年)6月1日から

イ 農地情報公開システムの本格稼働

2017年(平成29年)5月から6月中

(6) 添付資料

- ア 資料1 関係法令
- イ 資料2 各農業委員会等利用システム利用規約
- ウ 資料3 農業委員会等からの農地情報公開システムへの農地台帳データの変換・移行作業の開始について
- エ 資料4 農地台帳の管理項目における記録の仕方
- オ 資料5 農地情報公開システムの構成図（概略）
- カ 資料6 農地情報公開システムについて（自治体情報担当課等向け資料）
- キ 資料7 農地情報公開システム整備事業フェーズ2の概要（農業委員会等向け）
- ク 資料8 請負契約書，農地情報公開システム本格稼働加速化事業に関するデータ変換・移行作業調達仕様書及び個別契約書
- ケ 資料9 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，コンピュータ処理を行うことについて，次に述べる理由により，審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では，コンピュータ処理を行う必要性について，次のように述べている。

現在，農業委員会では，農地法第52条の3の規定に基づき，農地台帳に記録された事項及び農地に関する地図をインターネットで公表することが義務づけられたことにより，2015年（平成27年）4月1日より公表用農地情報のみインターネット上で公開しているが，逐次更新ができず，利用者が当該情報を閲覧した際，農地の現況と公表されている情報が異なるケースが生じている。

農地情報公開システムでは，農業委員会が全ての農地情報をクラウド上のデータベースで管理することによって，利用者は逐次更新された農地情報を時間帯，場所を選ばず検索・閲覧できるようになる。また，全国農業委員会ネットワーク機構（一般社団法人全国農業会議所，都道府県農業会議）及び農地中間管理機構などの行政関係機関からの照会文書に対する回答事務も農地情報をオンラインで自動化することにより，関係職員の事務の効率化になるなど農地台帳の法令業務の条件を満たすことが可能になることから，農地台帳公開システムを利用する必要がある。

農地情報公開システムは，システム内にL G W A Nアクセス領域，閉鎖網アクセス領域，インターネット領域により構成されているが，農業委員会が管理する農地台帳情報は，地方公共団体専用の閉ざされた総合行政ネットワークであるL G W A Nを経由してL G W A Nアクセス領域にある「各農業委員会等利用システム」に送られることからコンピュータ処理が必要となる。

農地情報公開システムを本格稼働するためには，事前に1回のみ農業委員

会から農地台帳の項目を「各農業委員会等利用システム」にデータ変換及び移行する必要があることから、全国農業会議所が委託した農地情報公開システム本格稼働加速化推進共同事業体より再委託された事業者によって、データ変換・移行作業を行う。なお、データ交換及び移行にあたり、農業委員会は、「各農業委員会等利用システム利用規約」に基づき同システムの利用申請を再委託された事業者に提出する必要がある。

「各農業委員会等利用システム」に送付した情報については、情報セキュリティ対策を施したシステムによって農業委員会等に関する法律第51条第1項に基づき全国農業員会ネットワーク機構（一般社団法人全国農業会議所、都道府県農業会議）に、農地法施行規則第103条第1項に基づき農地中間管理機構に、提供することになる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性は認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が2 説明要旨(4)安全対策ア(ア)(イ)(ウ)、イ(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)、ウ及びエにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

ア 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 ア(ア)

イ コンピュータウイルスによるデータの破壊を防止するための措置 イ(ウ)

ウ ネットワークからの情報流出を防止するための措置 イ(ア)(イ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)(シ)(ス)、エ

エ 日常的な安全対策 ア(イ)(ウ)、ウ

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。ただし、農地台帳の作成にあたっては、不必要な個人情報が登録されることのないよう、農業従事者世帯の個人情報に対する自己決定権を尊重する取扱いをすることを条件とする。

以 上